



地域の小児救急医療を維持するためにご協力ください ☎ 市 健康づくり課 ☎53-5125 📠 53-5128

以前話題となった「コンビニ受診」とも言われる、夜間や休日の軽症の小児患者の受診が再び増加しています。以下のような救急受診の多くは、かかりつけ医など一般医療機関が診療している時間に対応が可能なケースとされています。限りある医療資源を効率的に活用するために、ご理解とご協力をお願いします。



保育園で微熱があり、迎えに行った帰りに救急受診する



朝8時前に、起床後に気が付いた発熱の子どもを連れて救急受診する




発熱が3日間続いたので、夜間に救急受診する

救急受診の前に以下のことを心掛けよう

1 かかりつけ医を持ちましょう

お子さんの様子が普段と違うときに、診療時間内であれば、救急医療機関を受診すべきかどうかなど、アドバイスを受けることができますので安心です。




かかりつけ医


健康に関することを何でも相談でき、必要なときには専門の医療機関を紹介してもらえる身近にいて頼りになる医師です。

2 子どもの救急ウェブサイトを積極的に活用しましょう(生後1カ月～6歳が対象)

夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供している、日本小児科学会が監修しているサイトです。



気になる症状の中からお子さんの状態に近いものをクリックすると、お子さんの症状にあわせて、その対処方法が表示されます。



3 小児救急電話相談を積極的に活用しましょう


お子さんの急な病気やケガへの対応方法を、小児医療の担当者が電話でお伝えします。

対象者
県内在住の15歳(中学生)以下の子ども、その家族等

お問い合わせ
#8000 または 077-524-7856
平日および土曜日 18時～翌朝8時
日曜日、祝日、年末年始 9時～翌朝8時

4 症状が急激に悪化する場合は、小児救急外来の受診を考えましょう

子どもの病気の中には、症状が短時間で変化するものもあります。「救急受診の必要なし」と判断された場合でも、症状が悪化した場合は、受診して診察を受けることも考えましょう。



●日曜、祝日の日中は、長浜米原休日急患診療所を、夜間や重症の場合は、救急病院での診察です。

米原市教育大綱(案) 第3期米原市教育振興基本計画(案) 市民意見(パブリックコメント)募集 ☎ 市 教育総務課 ☎53-5151 📠 53-5129

令和4年度から令和8年度までの5年間で市の教育が目指す方向性を示す「米原市教育大綱(案)第3期米原市教育振興基本計画(案)」について、皆さんの意見を募集します。

閲覧期間・提出締切 10月8日(金)まで

計画(案)の閲覧場所

- ・本庁舎、山東支所、各市民自治センター、市立図書館の市政情報プラザ
- ・各行政サービスセンター
- ・市公式ウェブサイト

意見の提出方法

閲覧場所で直接提出または郵送、ファクス、メールで下記へ提出してください。

〒521-8501 米原1016
教育総務課 ☎53-5151 📠 53-5129
✉ kyoikusomu@city.maibara.lg.jp